

新型コロナウイルス感染症対策に基づく出席(出勤)停止措置について

長野大学 学長 中村英三

【出席(出勤)停止の基準】

項目	出席(出勤)停止期間・出席(出勤)の目安
1. 新型コロナウイルス感染症「確定例」、「疑い例」となった場合	公的機関の指示する期間出席(出勤)停止。指示期間終了後出席(出勤)可。
2. 濃厚接触者として公的機関の健康観察対象となった場合	
3. 同居もしくは生活のほとんどを一にする者が濃厚接触者として公的機関の健康観察対象となった場合	
4. 少しでも風邪様症状がある場合 ①体温が平熱以上ある場合 (平熱は個人で異なるため、37.5℃以上とは定めません) ②咳、鼻汁、のどの痛み、息苦しさ、倦怠感、頭痛、 味覚・嗅覚異常、嘔気・嘔吐、腹痛・下痢、その他症状 が1つでも当てはまる場合	* ①と②の症状がある場合、①の症状のみある場合 ・ 自宅で療養後3日以内に解熱した場合 解熱剤等の内服がない状態で①や②の症状が消失し、2日経過するまで出席停止。 (症状消失日を0日として3日目からの出席(出勤)可。) ・ 自宅で療養後4日以上発熱が続く場合 最寄りの保健所へ連絡し指示を仰ぐ →指示期間出席(出勤)停止、終了後出席(出勤)停止。 * ②の症状のみある場合 症状が消失した日の翌日から出席(出勤)可。
5. 海外から帰国し自宅待機を指示されている場合、 海外からの帰国者と濃厚接触した場合	14日間の出席(出勤)停止。(帰国日を0日として14日目からの出席(出勤)可。)
6. 政府の緊急事態宣言期間に特定警戒都道府県から帰県した場合	14日間の出席(出勤)停止。(帰県日を0日として14日目からの出席(出勤)可。)

【学生の配慮申請について】

上記1~6に当てはまる場合は 授業開始前までに欠席の旨を担当教員へメール送信してください。

【その他対応について】

学内で授業(勤務)中に上記4. の風邪様症状が認められた場合はすぐに帰宅することを徹底してください。

【健康管理表について】

感染拡大防止のため 別紙健康管理表で毎身体調をチェックし、自分自身の健康管理に努めてください。

提出義務はありませんが、感染が疑われる場合等に健康管理表を確認させていただくことがありますのでご承知おきください。